

一般貨物運送事業 新規許可申請における 所要資金及び自己資金の注意点について

所要資金については、平成25年12月に取扱いが改正され、事業開始に必要な資金の100%以上の額の自己資金を申請日から許可になるまでの間、常時確保して頂くことが必要となりました。

そのため、以下の点について注意の上、申請の準備を行って頂くようお願い致します。

1. 事業開始資金の合計額 と 自己資金額 が同額の場合

- ・計算ミスなどにより、審査過程で開始資金の額が上がる場合があります。
 - ・他に申請日以前に遡って預金がある場合以外は許可となりません。
- 自己資金は開始資金「以上」であればOKですので、少し多めの額を見込んでいただくようお勧めします。

2. 自己資金額の確認方法（1回目及び2回目）

申請日時点で残高証明書を提出していただくほか、許可となる前の適宜の時点でもう一度残高証明書を提出していただくこととなります。「適宜の時点」は別途こちらから指定しますが、この時の残高が査定後の所要資金を下回っている場合は許可となりません。

→額変動の少ない口座で申請されることをお勧めします。

金融機関の残高証明等がやむを得ず複数の金融機関或いは口座になる場合は、「同一日の残高」の残高証明書に限り認めることとします。（異なる日の残高を証明したものは無効）

なお、2回目の資金確認の際に残高証明書ではなく預貯金通帳の写し（原本提示）を提出される場合、申請日以降全ての時点で所要資金以上の自己資金が確保されているかを確認します。

3. 許可になるまでの間に口座を解約してしまった場合、法人を設立する場合

口座を解約されますとその時点で自己資金を常時確保していないこととなりますが、同一日付で普通預金を定期預金に切り替えたり、別口座に移す場合は認められます。

→許可申請用の口座を用意されることをお勧めします。

法人を設立される場合、自己資金は設立時の資本金となります。

申請後、上記1～3いずれかに該当する場合は許可基準を満たさなくなりますので、あらかじめこのような事が生じないよう資金計画を行って下さい。

問合せ先：各運輸支局（輸送部門・貨物担当）

広島：082-233-9167

岡山：086-286-8122

鳥取：0857-22-4120

山口：083-922-5336

島根：0852-37-1311